

第1章 総則

(目的)

第1 この要領は、日高市工事検査規則（以下「規則」という。）第11条に基づき、検査の実施及び成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定め、厳正かつ的確な検査と評定の実施を図り、もって検査事務の円滑な執行と請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(検査員の服務)

第2 検査員は、工事の最終確認者であることを自覚し、常に技術の研さんに励み、いやくも綱紀を乱すようなことがあってはならない。

2 工事の検査は厳正かつ公平を旨とし、誠実にその職務を行わなければならない。

3 検査員は、担当監督員及び総括監督員とそれぞれの業務の役割分担について相互に協力を図り、より優れた工事目的物完成のために適切な指導及び助言を相互に行い、技術の向上に努めなければならない。

(担当監督員及び総括監督員)

第3 規則第7条に定める担当監督員及び総括監督員は、次のとおりとする。

(1) 担当監督員は、当該工事を担当した職員をいう。

(2) 総括監督員は、当該工事を担当したグループのリーダーとして指定された者をいう。

第2章 検査の準備

(検査日)

第4 工事検査は工事完成届の通知を受けた日から14日以内とする。なお、検査日については当該年度とする。

(設計図書等の事前検討)

第5 検査員は、あらかじめ工事の検査を行おうとする工事の設計図書を検討把握し、検査の確認箇所を予定しなければならない。

第3章 検査の実施

(検査の実施順序)

第6 検査の順序についての標準的な例は下記のとおりとする。ただし、工事の規模、種類、検査時の状況等により異なる。

書面検査	実地検査
①契約図書関係 ②契約関係図書関係 ③工程管理関係 ④工事打合わせ関係 ⑤品質管理関係 ⑥出来形管理関係 ⑦工事写真	①出来形測定 ②品質・出来ばえ確認

※参考

1. 契約図書……………契約書、設計図書
2. 設計図書……………図面、仕様書、現場説明書、現場説明書に対する質問回答書
3. 契約関係図書……………施工図、施工計画書等

(検査書類)

第7 検査に必要とする書類は、規則で定めるもののほか、次に掲げるものとし、所定の時期に検査を担当する課所の所属長（以下「検査担当所属長」という。）に提出するものとする。

ただし、工種により一部省略することができる。

(1) 契約締結後速やかに提出するもの

設計図書、仕様書、請負代金内訳書（写）、工程表（写）、現場代理人等通知書及び経歴書（写）

(2) 検査を受けようとするときに提出するもの

- ・工事成績報告書（完成検査時）
- ・出来高内訳書（出来高検査時）
- ・施工計画書
- ・施工体制台帳及び施工体系図
- ・実施工程表
- ・品質管理資料（試験成績書等）
- ・出来形関係資料（出来形図、出来形数量計算書）
- ・材料承諾書又は資材製造所等選定報告書、材料検査請求書、納品伝票（集計したもの）
- ・工事打ち合わせ書

- ・工事記録写真
- ・保証書
- ・その他必要と認められるもの

2 前(2)の書類等は、検査完了後速やかに、工事を担当する課所の所属長（以下「工事担当所属長」という。）に返戻するものとする。（工事成績報告書を除く。）

（技術検査の実施）

第8 「検査」とは、工事請負契約書及び設計図書に基づいて、その受ける給付の完了を確認するために行う行為及び工事の適正かつ能率的な施工を確保するとともに、技術的水準の向上に関し、審査するために行う行為である。

以下の各項目について技術的に十分検討の上、検査を実施する。

（1） 契約条件及び条件変更に関する検査

ア 契約条件に基づく指示、承諾協議等

契約書及び設計図書に基づく指示、承諾、協議等の関係図書を確認する。

イ 条件変更に関する通知、承諾、協議等

条件変更に関する通知、承諾、協議等の関係図書を確認する。

（2） 工事実施状況に関する検査

ア 施工管理

① 共通事項

書類、その他資料等の整理状況、関係法規の厳守状況、周辺環境及び対策状況を審査する。

② 施工計画、工程管理

施工計画、施工報告書及び工程表の内容を審査し、工事内容に適していたかを確認する。

③ 品質管理

計測記録及び品質管理の方法、内容を審査し、それが施工に反映されていたかを確認する。

イ 現場管理

① 現場整備

現場内の整備状況、材料の保管状況、解体材及び発生材の処理状況が適正であったかを確認する。

② 安全対策

安全対策及び安全施設の内容を審査する。

③ 仮設備

仮設計画書及び実施仮設工事の内容を審査する。

(3) 出来形及び品質に関する検査

ア 出来形

形状寸法を審査し、定められた条件に適していたかを確認する。なお、必要があるときは、計測等を行う。

イ 品質

性能を審査し、一定以上の技術水準にあるのかを確認する。なお、必要があるときには、測定、操作、運転を行う。

ウ 出来ばえ

外観、仕上がり状態を審査し、一定以上の水準にあるかを確認する。

(4) 工事進捗状況に関する検査

ア 完成検査

計画工程に対してどの程度の進み又は遅れが生じたかを確認する。

イ 出来高検査

実施工程表による予定出来形に対する進捗状況を確認する。

(確認検査の実施)

第9 以下の各項目について、検査を実施する。

(1) 書類検査

工事契約書・設計図書に基づき、工事内容、工事規模、仕様書、施工計画書などについて担当監督員又は総括監督員より説明を受け工事全般を把握し、提出された検査関係の書類に誤りはないか、各項目について確認する。

ア 施工計画書

工事の施工工程を見ることによって、ある事がらに伴ってその都度施工計画が十分に吟味調整され、実施に反映されているのかを確認する。

イ 品質管理資料

施工計画書で定めた品質管理項目がすべて実施されているか、管理過程と試験内容について十分管理されているか、また特別の処置を要するものについてもその管理が適正であったかを確認する。さらに、試験数値が所定の規格値、合格判定値を満足しているか、資料の整

理は適切かなどを確認する。

ウ 出来形関係資料

出来形図と出来形数量計算書を確認する。次に、施工計画書で定めた出来形値と計測値について、また出来形数量とを対比して過不足の程度を確認する。さらに、契約上その出来形寸法が規格値等を満足しなければならないもので、既に不可視部分となっているものについては施工検査の際の計測結果などにより判定する。

エ 数量検査を必要とする工事材料

材料承諾書又は資材製造所等選定報告書・材料検査請求書・施工報告書・工事記録写真等によって確認する。

オ 施工報告と工事打ち合わせ書

施工中やむを得ず生じた工事内容の変更、これによる設計変更に伴う契約変更の取扱い、また工程の変化と工事打ち合わせ書の内容等について適切な処置がとられているかを確認する。

カ 安全管理状況

工期中の事故の有無、安全指導や交通整理など安全施工のためにとられた具体的な手段又はその処理状況を確認する。

万一事故のあった場合にはその原因、状況、処置等について事実を調べる。

キ 工事記録写真

工事記録写真が埼玉県土木工事写真作成要領及び埼玉県建築工事写真作成要領により適正に撮影されているか、その内容は設計図書や品質試験及び出来形関係資料と適合し、整理されているかを確認する。

ク 完成図その他

特記仕様書等で指示されている完成図・保全に関する説明書などがあればそれらを確認する。

(2) 実地検査

実地検査については、原則として次に示す方法により当該工事の出来形の測定や品質・出来ばえ等を確認して合否を判定する。

ア 可視部分の検査

① 品質・出来ばえ検査

品質については観察と単純な判断方法（例・コンクリート強度をシュミットハンマーで

測定)によって行い、特に必要と判断した場合は破壊検査を行う。

② 出来形検査

原則として、書類上確認した出来形寸法が現地と一致しているか計測を行う。

イ 不可視部分などの検査

検査時に不可視部分又は可視部分でも、検査員による測定又は確認が困難と判断される部分の出来形や品質については、担当監督員又は総括監督員の行った施工検査の資料や適正な施工を確認できる工事記録写真等により行う。

ウ 可動操作等

機械設備・自動扉などで、可動操作等ができるものについては実際に操作して検査する。

(中間検査)

第10 中間検査は、次に掲げる場合について実施するものとする。

- (1) 工事記録写真では明確には確認し難い工種（ＲＣ構造物の配筋等）
- (2) 主要工種の実施時（コンクリート打設・アスファルト舗設・主要構造物の設置等）
- (3) 主要資材の搬入時
- (4) 仮設足場等の撤去後では検査不可能な場合
- (5) その他、担当監督員又は総括監督員が必要とする場合

2 前項の検査は検査担当所属長が認めるときは中間確認として簡略できる。

(自主検査)

第11 工事担当所属長は、規則第3条第2号に規定する工事の検査を受けようとするときは、あらかじめ自主検査を行い、その工事の状況を確認しなければならない。

(検査の立会い者)

第12 検査立会い者は、原則として規則第7条に定める担当監督員又は総括監督員及び現場代理人又は請負者とする。ただし、当該立会い者のほかに立会う場合は、必要最小限の人員とする。

2 大規模工事等の検査を実施するに当たり、工事担当所属長は工事担当部長に報告を行うものとする。

3 工事担当部長が前項の報告を受けた場合は、担当監督員のほか工事担当所属長又は総括監督員も検査に立ち会うよう配慮しなければならない。

(検査の技術基準)

第13 工事の検査の適正に期すため、検査の技術的な基準は次のとおりとする。

- (1) 検査の測定箇所及び出来形寸法の規格値、品質等については、土木工事に当たっては「埼

玉県土木工事共通仕様書」及び「埼玉県土木工事施工管理基準」に準じるものとし、建築工事に当たっては「埼玉県建築工事共通仕様書」、「埼玉県電気設備共通仕様書」、「埼玉県機械設備工事仕様書」、「特記仕様書」に準じるものとする。

- (2) この基準に記載されていないもの及び出来形寸法の規格値を外れたものであっても、構造上支障がないと認められるものにあつては、検査員の判定による。

第4章 工事成績の評定

(評定)

第14 評定は、原則として、1件の請負金額が130万円を超える工事について行うものとする。

- 2 完成検査を実施したときは将来注意すべき点、特に優れていた点等について請負者に対し講評するものとする。

(評定者)

第15 評定者は、規則第4条第3項に定める検査員並びに第7条に定める担当監督員及び総括監督員とする。

(評定の方法)

第16 評定は、別に定める「工事成績採点の考査項目別運用表」に基づき評定者ごとに独立して的確かつ公平に行うものとする。ただし、1件の工事の評定者となる担当監督員及び総括監督員が2人以上の場合においては、それらの者が協議の上、評定を行うものとする。

- 2 工事における「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」に関して、請負者は実施状況を様式第1号により工事完成届の通知と同時、又はそれ以前に提出することができる。
- 3 前項により提出された内容については、工事成績評定に適切に反映させるものとする。

(評定の報告)

第17 担当監督員及び総括監督員評定者は工事完成の時、検査員評定者は完成検査の都度、それぞれ評定を行うものとする。ただし、次の表に掲げる工事については、工事成績報告書による評定を省略することができるものとする。

- | |
|---|
| 1 主たる工事内容が照明灯、防護柵（転落防止柵含む）、標識（情報板含む）、標柱、区画線、視線誘導標、道路反射鏡のいずれかに該当する土木関係工事 |
| 2 主たる工事内容が、都市ガス工事、標識工事、サイン工事、設備機器分解修理、機器等製作工事（据付け工事は含まない。）、外柵工事、畳工事のいずれかに該当する建築関係工事 |
| 3 修繕、解体、撤去を主体とする工事及び、これに類すると認められたもの |

4 単価契約工事

5 その他市長が認めた工事

2 工事成績報告書は、規則第8条の規定による検査の結果報告の際、完成検査結果報告書に添付するものとする。

(評定結果の通知)

第18 市長は、完成検査の終了後、その工事の成績評定結果を工事成績評定結果通知書（様式第2号）により請負者に通知するものとする。

(評定の区分)

第19 評定の区分は、次により行うものとする。

評定区分	評定点合計	評定基準
A	100～86	優れている
B	85～71	良好
C	70～61	普通
D	60～56	やや劣る
E	55～50	劣る

(統計の報告)

第20 検査担当所属長は、工事集計表を作成し、検査件数、請負金額、及び工事成績を月別、年度別に集計するものとする。

2 年度別の工事集計表については、市長、副市長及び各指名委員に配布するものとする。

附 則

この要領は、昭和60年7月1日から実施する。

附 則（平成9年5月13日市長決裁）

この要領は、平成9年5月14日から実施する。

附 則（平成10年3月31日市長決裁）

この要領は、平成10年4月1日から実施する。

附 則（平成15年3月31日市長決裁）

この要領は、平成15年4月1日から実施する。

附 則（平成17年3月31日市長決裁）

この要領等は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年 3 月20日市長決裁）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条及び第16条の規定は、公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号。以下「改正法」という。）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定のうち地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の 4 の改正規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正法附則第 3 条第 1 項の規定により収入役が在職する場合においては、（中略）第13条による改正前の工事検査の実施及び成績評定要領（以下「旧勤務評定要領」という。）第19条第 3 項（中略）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧交際費基準別表、旧セキュリティ方針第 3 節第 6 号、旧表彰要領別表、旧勤務評定要領別表並びに旧対策員会設置要綱の規定中「助役」とあるのは、「副市長」とする。

附 則（平成23年 6 月20日市長決裁）

この要領は、平成23年10月 1 日から施行し、同日以後に行う工事検査について適用する。

附 則（平成30年 1 月22日市長決裁）

この決裁は、平成30年 4 月 1 日から施行し、同日以後に行う工事検査について適用する。

附 則（令和 3 年 3 月30日市長決裁）

この決裁は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に行う工事検査について適用する。